

令和7年第8回津南町議会臨時会会議録

(12月19日)

招集告示年月日		令和7年12月15日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年12月19日 午前10時00分			閉会	令和7年12月19日 午前10時47分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	恩田 稔	応・出	
	2番	滝沢 萌子	応・出	8番	江村大輔	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野 徹	応・出	
	5番	久保田 等	応・出	11番	石田タマエ	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	風巻光明	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長 DMO推進室長			
	教育長	島田敏夫	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	農業委員長			教育委員会教育次長	滝沢泰宏	○	
	監査委員			ジオパーク推進室長			
	総務課長	高橋昌史	○	会計管理者			
	福祉保健課長	野崎 健	○	病院事務長			
	税務町民課長						
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂 晃久	議会事務局班長	太田 一規		
会議録署名議員	2番	滝沢 萌子		7番	恩田 稔		

〔付議事件〕

(12月19日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議案第6号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について
- 日程第4 議案第90号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第91号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第92号 令和7年度津南町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第7 議案第93号 令和7年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第94号 令和7年度津南町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第95号 令和7年度津南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第96号 令和7年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第97号 令和7年度津南町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

議長の開議宣告

議長（風巻光明）

ただいまから令和7年第8回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（風巻光明）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（風巻光明）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、2番、滝沢萌子議員、7番、恩田稔議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（風巻光明）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

発議案第6号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

議長（風巻光明）

発議案第6号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（江村大輔）

発議案第 6 号、津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について趣旨説明をいたします。

この度、津南町特別職報酬等審議会において、議会議員の期末手当の引上げが答申されたこと及び議会議員立候補への住民の意欲を上げることを考慮し、期末手当を増額するものです。

2 ページ目を御覧ください。第 1 条では、第 6 条第 2 項中、期末手当の基礎額 2 の次に、6 月に支給する場合には 100 分の 165、12 月に支給する場合には 100 分の 170 を加えるものです。第 2 条では、6 月に支給する場合には 100 分の 165、12 月に支給する場合には 100 分の 175 を 100 分の 167.5 に定めるというものとなっております。

議員各位には、条例の改め文及び新旧対照表をお配りしております。議員で協議をした上で、本日を迎えておりますので、新旧対照表にあります各条文の改正内容について、この場で私から改めて説明することを省略させていただきます。

最後に、附則において、本改正は令和 8 年 4 月 1 日から施行することを規定しております。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第 6 号について採決いたします。

発議案第 6 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、発議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第 90 号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（風巻光明）

議案第 90 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和 7 年 12 月 3 日に開催の津南町特別職報酬等審議会において、津南町特別職の給与改定について審議が行われ、給与月額は末置き、期末手当の支給月数を引き上げることが適当との答申をいただきました。

これを受け、慎重に検討を行い、津南町特別職の給与は末置き、期末手当を引上げ幅を圧縮した上で引き上げることとしたことから、所要の改正を行うものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 90 号について採決いたします。

議案第 90 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 91 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（風巻光明）

議案第 91 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、本年度の職員の給与水準改定について所要の改正を行うものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 91 号について採決いたします。

議案第 91 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 91 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第 92 号 令和 7 年度津南町一般会計補正予算（第 13 号）

日 程 第 7

議案第 93 号 令和 7 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 8

議案第 94 号 令和 7 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 9

議案第 95 号 令和 7 年度津南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 10

議案第 96 号 令和 7 年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 11

議案第 97 号 令和 7 年度津南町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）

議長（風巻光明）

議案第 92 号から議案第 97 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 92 号から議案第 97 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び事業会計において、先ほどの条例改正で説明をさせていただきました議員及び特別職の期末手当の改定による補正、今年度の人事院勧告、新潟県人事委員会勧告及び 4 月人事異動に伴う職員人件費の補正をさせていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

各会計の最後に給与費明細書が添付されておりますので、御覧ください。

人事委員会勧告、人事院勧告等及び人事異動に係る職員人件費以外について、御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、前年度繰越金増です。

農林振興課関係では、歳入で、アーバンベア捕獲緊急支援事業県補助金の増。歳出で、鳥獣被害対策実施隊出動報酬及びクマスプレー・クマ檻購入費の増でございます。

教育委員会関係では、歳出で、津南小学校消雪配管バルブ修繕料の増です。

特別会計及び事業会計は、全て職員人件費に係る補正です。

細部につきましては、それぞれ担当課長が御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（高橋昌史）、農林振興課長（小島孝之）、教育次長（滝沢泰宏）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより一括して質疑を行います。

7番、恩田稔議員。

（7番）恩田 稔

1点だけお願いします。今ほどの農業費のところ、14ページ、備品購入費で盾というようなお話がありましたけれども、それは一つが幾らぐらいするものなのか分かりませんし、本当にそれはどういうイメージで使う場所、使う状態、そこら辺というのは役場の職員がそういう所に行ったときに使うみたいなイメージなのか。あるいは、猟友会等の皆さんと話して、そういうものが本当に有効なのかどうか、そこら辺を確認したのかどうか。本当にそれが使い道があるのか、そういうふうに疑問に思うのですが、お願いいたします。

議長（風巻光明）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

盾は、よく警察が持っているようなかたちのものを想定しています。一応、透明のもので考えています。というのは、構えながら、クマが移動してくるのが分かるようなかたちのほうがいいかなと思っています。実際に現場に出ると、やっぱり野生動物なので、非常に身の危険を感じるという状況がありまして、基本は職員がその現場に持っていければと思います。農協にもそういった協議会がありまして、そこで猟友会にお願いして、主にスイートコーンのほ場で檻を仕掛けております。そこについては、うちではなくて農協がメインでやってるのですけれども、そういった方にも貸出しをさせていただければと思ってございます。あと、値段にもよるのですけれども、数多く買えば、学校とかにも設置できればと思ってございますので、その辺はまた教育委員会と情報提供しながら決めていければと思ってございます。猟友会がその辺を活用するかどうかは、また猟友会と連絡を取りながらですけれども、一応、現場に出たときの職員を守るということで、職員からもそういう話がありますので、その辺を考えております。よろしくお願いいたします。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

1 点だけお伺いします。今回、主に人件費の減額補正ということで、職員が全体的に当初よりも 6 名減員しているということでした。その減っている額が 3,700 万円ということで、単純に割ると 600 万円平均かなというふうに感じられるのですけれども、本当にこれは 6 人だけの減なのか。あるいは、例えば当初予算が少し多かったのか、そこら辺りを 1 点。

これは直接予算には関係ないかもしれないのですけれど。この 6 人も減っているという状況の中で、業務というのは回ってきているはずなののですけれど、業務への支障とか、そういったものというのはどうなのでしょう。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

二つ御質疑をいただいたかなと思っています。

1 点目のところは、この予算編成というのが御案内のとおり 12 月から 1 月にかけて行われてまいります。そのなかで、今ある原因のところでは予算を組んでいるということになりますが、その後、議員が今ほどおっしゃったとおり、例えば 3 月末で退職をするという方については反映はされていないところがありますので、議員がおっしゃった、そういった退職をされた方の分を減額するというのもございます。また、加えて、産休・育休、こういったもの、その年によって違うのですが、かなり取られた方がいらっしゃいます。そういったものを全部調整するというのが大体この 12 月の今の時期に、この人事院勧告と合わせて例年やっていくと思っています。ですから、議員御指摘のとおり、退職をされた方、さらには産休や育休、あるいは、中には寿退職とか、そういったことで途中からいなくなった職員等もいます。そういったことを合わせると、今回の補正の減額ということになっているかと思えます。

それで、もう 1 点、かなり職員が辞めたなかでの補填ということでございますが、当然、前もって予定をされている職員については、私どもも新規採用ということで新しい職員採用について、その分を加味したなかで採用を考えているというところがあります。ただ、途中、これは御本人のいろいろな都合で、例えば寿退職等々で、どうしても途中で辞めなければいけないというような職員のところについては、なかなか年度途中で人事をしてプラスするというわけにはいきませんので、そこは各課で何とか課長を中心に仕事を割り振りながら乗り切っていく、と。次年度はよくその状況を見ながら、また職員をプラスしなければいけないということであれば、次年度にまたそういったことの人事で対応していくというようなかたちになるかと思えます。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

理解はできました。ただ、やっぱり適正人員というのはあると思いますので、その辺をしっかりと管理していただきたいと思います。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（風巻光明）

議案第 92 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 92 号について採決いたします。

議案第 92 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 92 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 93 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 93 号について採決いたします。

議案第 93 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 93 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 94 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 94 号について採決いたします。

議案第 94 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 94 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 95 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 95 号について採決いたします。

議案第 95 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 95 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 96 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 96 号について採決いたします。

議案第 96 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 96 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 97 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 97 号について採決いたします。

議案第 97 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 97 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和 7 年第 8 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前 10 時 47 分）—